

運営規程

(医) 誠励会医療併設型介護老人保健施設 いしかわりハビリテーション・ケアセンター 「介護予防短期入所療養介護」

第1章 事業所の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人誠励会が運営する（医）誠励会医療併設型介護老人保健施設いしかわりハビリテーション・ケアセンター（以下、「事業所」という。）が行う介護予防短期入所療養介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び職員が、要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者が1日でも長く居宅での生活が維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- 3 介護老人保健施設が中核施設となるべく、市町村、介護予防支援事業者、他の介護保険施設、他の介護予防サービス事業者、主治の医師その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者が地域において総合的サービスを受ける事ができるように努める。
- 4 明るく家庭的雰囲気を重視し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。
- 5 指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の了解を得ることとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 (医)誠励会医療併設型介護老人保健施設いしかわりハビリテーション・ケアセンター
- 二 所在地 〒963-7851 福島県石川郡石川町字新町 46 番地の 1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（医師 兼務）
事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1人以上
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 三 看護職員 3人以上
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- 四 介護職員 7人以上
利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。

- 五 薬剤師 1 人
利用者の服薬管理を行う
- 六 支援相談員 1 人以上
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- 七 作業療法士又は理学療法士 1 人以上
医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 八 管理栄養士 1 人以上（業者委託）
利用者の栄養状態の管理を行う。
- 九 調理員 適当数（業者委託）
利用者に提供する食事の調理を行う。
- 十 事務職員 適当数
必要な事務を行う。
- 十一 介護支援専門員 1 人以上
利用者の介護予防短期入所療養介護計画を作成するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

第3章 介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

（利用定員）

- 第5条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、29 人（介護老人保健施設入所者及び短期入所療養介護利用者を含む。）とする。
ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（介護予防短期入所療養介護の内容）

- 第6条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び看護、医学的管理下における機能訓練、介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

（利用料その他の費用の額）

- 第7条 利用料は、以下のとおりとする。
- 一 保険給付の自己負担額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の1割、2割、3割の額により支払いを受ける。
 - 二 利用料として、滞在費、食費、日常生活品費、教養娯楽費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（身体的拘束等の禁止）

- 第8条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第9条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(褥瘡対策等)

第10条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第4章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

石川町、平田村、古殿町、玉川村、浅川町、白河市、鮫川村、矢吹町、中島村

第5章 施設利用に当たっての留意事項

(利用に当たっての留意事項)

第12条 施設の利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- 一 利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
- 二 面会は、午前八時三十分から午後八時までとする。
- 三 消灯時間は、午後九時とする。
- 四 外泊・外出は、事前に所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- 五 飲酒・喫煙及び火気の取扱いは、原則として禁止する。
- 六 設備・備品の利用は、事前に所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- 七 所持品・備品等の持込みは、事前に申し出いただき、可否を決定する。
- 八 金銭・貴重品の管理は、原則として預からない。
- 九 施設外での受診は、必ず施設へ連絡すること。
- 十 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵してはならない。
- 十一 けんか、口論、泥酔等で他の入所者等に迷惑をおよぼしてはならない。
- 十二 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害してはならない。
- 十三 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出してはならない。
- 十四 管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等の職種の職員の指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。
- 十五 施設の清潔、整理整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。
- 十六 ペットの持ち込みは禁止する。
- 十七 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止する。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第13条 消防法第8条に規定する防火管理者を設置し、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成するほか、以下により非常災害対策を行う。

- 一 防火管理者を置く。
- 二 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 五 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 六 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練又は総合避難訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理)

- 第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品又は医療用器具の管理を適正に行う。
- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、必要な措置を講ずる。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行う。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫等の駆除を行う。

(就業環境等)

第15条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3カ月

（2）継続研修 年1回

- 2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

- 第16条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。
 - 4 職員が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 利用者に対する介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 利用者に対する介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる理由による場合には、この限りではない。
 - 4 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
 - 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

- 第18条 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人誠励会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

平成28年4月1日一部改正

平成30年8月1日一部改正

令和5年5月1日一部改正